



受 総 第 3 5 9 号
平成 2 8 年 8 月 2 5 日

琴浦町監査委員 山 根 弘 和 様
 同 桑 本 始 様

琴 浦 町 長 山 下 一 郎



随時監査報告書における結果及び意見について（回答）

平成 2 8 年 7 月 2 1 日付け発監第 2 9 号及び発監第 3 0 号で提出を受けました財政援助団体監査の結果についてにおいて意見のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

担当：琴浦町総務課 山田 聡 電話：0858－52－2111 （内線 120） FAX：0858－49－0000 E-mail：yamada-s@town.kotoura.tottori.jp
--

随時監査結果報告書における回答について

監査事項	監査の結果及び意見
1. 琴浦町の商工業の更なる振興、琴浦町経済の一層の発展への寄与	琴浦町商工会の平成27年度決算額は52,139千円、年度末会員数は461である。 琴浦町商工会補助金交付要綱によると、 (1) 中部商工会産業支援センターが行う小規模事業者の経営や技術の改善発達を図るための「経営改善普及事業」 (2) 商工会が行う相互扶助・親睦や情報交換・福利厚生などの社会福祉活動・地域課題に対する調査研究事業としての「地域総合振興事業」 (3) 商工会が負担する人件費として「交付金等事業及び管理費」 (4) 上記の事業以外で商工業の振興に資すると町長が認めた「その他商工業の振興に資する事業」のいずれかに該当する事業に対し、町は補助金を交付するとされている。 平成27年度実績報告書によると、経営改善普及業430千円、地域総合振興事業2,953千円、交付金等事業及び管理費3,117千円、合計6,500千円の補助金が交付されている。 主な事業の取組は、県外への販路開拓支援として、7月に神戸市灘区水道筋商店街いしはら商店での商工会産業支援センター主催の鳥取中部物産展に2事業所5品目を出店し、琴浦町の情報発信と商品PRを図る一方、野菜を求める来店者への加工商品のPRが課題となった。また、展示商談会での販路開拓支援として、8月のアグリフードEXPO 東京、2月のアグリフードEXPO 大阪への事業者出展（2事業所ずつ参加）支援と琴浦町の情報発信を行っている。 さらに、販売促進事業として、9月（参加13店舗）と11月（参加12店舗）には、消費者、商工業者等の相互交流を深め賑わい創出を図ることを目的として、「ちょ琴浦いやことうら朝市」を開催している。

	そのほか、経営税務対策、観光振興、金融対策、労務対策、青年部・女性部、共済推進、情報対策、記帳機械化対策などの事業を行っている。 一方、琴浦町商工会が負担金支出している「中部商工会産業支援センター」の27年度決算額は16,374千円、主に地域の小規模事業者への経営支援活動として創業・経営革新支援、商品開発・既存商品ブラッシュアップ支援、小規模事業者の販路開拓時の前提条件となる受発注・決済窓口の一本化等の新たな仕組みづくり検討、アグリフード EXPO 東京・大阪参加、農商工連携6次産業化食品商談会参加、いしはら商店物産展開催、とっとりおかやま物産展参加等を行っている。 本補助金は、補助金交付要綱第2条に定めるとおり、商工会を支援することにより琴浦町の商工業の総合的な振興を図り、琴浦町経済の発展に寄与することを目的としている。 今後、補助事業の実施にあたっては、次の点に留意され、町内商工業の更なる振興及び琴浦町経済の一層の発展に寄与されたい。 ①県外への販路開拓に意欲のある町内小規模事業者等に対して、中部商工会産業支援センター等との連携により支援の強化を図られたい。 ②県内外での販路開拓実施の際には、町商工会及び町商工観光課と、町農林水産課、JA鳥取中央など農林水産サイドとの密接な連携により、事業の効果的な展開及び実施を行われたい。 ③県外での琴浦町の情報発信に当たっては、町の観光振興、農林水産業振興、移住定住促進等の担当部局と緊密な連携のもとに、より積極的・効果的に実施されたい。 ④琴浦町観光協会など観光サイドとの一層の連携のもと、町内への観光客誘客促進と町内店舗等での消費拡大による地域経済波及効果の拡大に努められたい。 ⑤「地域づくり・まちづくりへの積極的な提言と共同連携」を業務及び役割としている中部商工会産業支援センターとの更なる連携により、町内の活性化を推進されたい。 ⑥地方創生の具体的取組みにより、町内の活性化、経済の発展に寄与されたい。
--	--

2. 繰上償還による負担金の軽減及び長期債務の解消	県営土地改良事業に係る地元負担金を助成し、農家の負担を軽減することにより農家の経営安定を図ることを目的として、平成27年度琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金59,423千円（東伯町土地改良区35,830千円、赤碕町土地改良区23,593千円）を交付している。これは県営土地改良事業に係る地元負担部分に充当するため土地改良区が借り入れた資金の毎年の元利償還金である。 27年度末の負担残額合計398,063千円、借入利率は1.25～2.20%、最終償還は20年後の平成47年度予定である。融資機関への繰上償還実施により、28,693千円の効果が見込めるとの試算もあり、負担金総額の軽減及び長期債務の負担解消を図るため、繰上償還について早急に検討されたい。
3. 職員の勤務評定等の実施	平成27年度琴浦町土地改良区運営補助金として15,624千円（東伯町土地改良区9,667千円、赤碕町土地改良区5,957千円）支出され、人件費及び会議費に充てられている。 職員の給与については、町職員の給与に関する条例など町の規程を準用するとされているが、町では職員の勤務評定等の人事評価が行われ、昇給や勤勉手当等にも反映されており、これらの要領・要綱、基準等の細則も参考に実施されたい。

担当部署	回答(対応)方針
1. 商工観光課	【1. 琴浦町の商工業の更なる振興、琴浦町経済の一層の発展への寄与】 補助金の交付については、琴浦町商工会補助金交付要綱の規定に従い適正な交付を行います。また、交付された補助金が当該要綱の目的である、町の経済の発展に資するため、関係団体と連携し町の製品の販路を拡大し、観光、移住定住等のPRを継続し、町の認知度の向上、交流の増加に努めます。

2. 農林水産課	【2. 繰上償還による負担金の軽減及び長期債務の解消】 総務課（財政係）と十分協議を行い、繰上償還の効果の高い債務を選択し、繰上償還を実施するよう、検討を進めています。 【3. 職員の勤務評定等の実施】 職員の勤務評定等の実施につきましては、総務課（庶務・人事係）と協議し、情報提供を行います。
3. 総務課	【3. 職員の勤務評定等の実施】 職員の勤務評定の実施及び給与等への反映につきまして、今後、町の人事評価研修を実施する際は、土地改良区にも参加していただけるよう情報提供を行います。